

令和6年度

業 務 設 計 書

業 務 名 高坂分署庁舎新築工事監理業務

業務場所 東松山市大字西本宿地内

比企広域市町村圏組合

令和7年1月

業務名	高坂分署庁舎新築工事監理業務						
業務場所	東松山市大字西本宿地内						
設計額		変更実施額					
内 訳	設計価格		内 訳	価 格			
	消費税 相当額			消費税 相当額			
請負額		変更請負額					
概 要	<p>1 業務概要 高坂分署庁舎新築工事に係る監理業務</p> <p>2 業務期間 契約締結日～令和8年3月5日（木） （新築工事期間についても同様）</p>						
	起 工 理 由	建設工事を適正に実施するため					

工事監理業務委託仕様書

1 業務名称

高坂分署庁舎新築工事監理業務

2 工事監理を委託する施設

- (1) 工事場所 東松山市大字西本宿地内
- (2) 設計概要 消防署・車庫（鉄筋コンクリート造 地上2階建）
自転車駐車場、ごみ集積所、少量危険物倉庫、水防倉庫
建築面積336.11㎡、延床面積512.11㎡
以上の建築、電気設備、機械設備
（別添、配置図・平面図・立面図・断面図等参照）

3 委託業務の内容

業務内容は、設計図書等を熟知したうえで次のことを非常駐で行うものとする。

- (1) 必要な設計図書の作成（隣接建物等との取合いについて留意する。）
 - ア 設計図書の意図を明確にするための詳細図及び細部仕様書を必要に応じ作成すること。
 - イ 設計変更に伴う設計変更図書及び工事請負金額変更積算書を作成する。中間部分払いに伴う出来高内訳書を作成する。
 - ウ 建築確認申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の変更が生じた時は、申請書の作成、協議、計算及び手続き（手数料を含む）等を行う。
 - エ 各行政検査申請書（例：建築基準法第7条第1項の規定によるもの、比企広域市町村圏組合火災予防条例第43条の規定によるもの等、また、それらに伴う手数料を含む）を作成、提出する。※ 建築確認申請済み。
- (2) 監督員の業務に対する協力
 - ア 工事の変更、中止等に関する助言を行う。
 - イ 中間・完成検査等（市、県等）の立会いをする。
 - ウ その他、監督員としての工事監理に関連する協力の求めに応じること。
 - （ア）意匠仕上げ段階でのプレゼンテーション資料の作成
 - （イ）各種届出書類の作成
（例：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、福祉のまちづくり条例等）
- (3) 現場監理
 - ア 週1回程度の定例工事打合せ及び質疑（建築・電気設備・機械設備）に対する回答を行う。
 - イ 主要な工程時の検査及び立会い確認を行う。
 - ウ 受注者から提出される施工計画書、施工図、工事用材料、機器メーカー、材料見本、製作承認図、下請負業者等の検討及び承諾を行う。

4 一般事項

(1) 工事監理業務従事者

ア 現場責任者 工事の施工に関する一切の事項を処理する者

イ 技術管理者 工事の施工に関する技術上の監理を行う者

(ア) 資格及び業務経験年数 一級建築士5年以上

(イ) 技術管理者は、構造・意匠・電気設備・機械設備等専門分野別に定めてもよい。

(2) 現場責任者は、技術管理者を兼ねることができる。

(3) 監理業務日誌等の提出

工事監理業務の概要を記した日誌を作成し、監督員に提出する。また、監督員が報告を求めた事項については、原則として文書をもって、その都度報告する。

(4) 組合監督員との連絡等

常に監督員との連絡を密にし、「3 委託業務の内容」のほか必要に応じ、受注者との会議、打合せ、検査、各種試験に立会うものとし、これらに関する事項を記録し保管する。

5 その他

(1) 東松山市建設事業委託関係実務集に従い、また、埼玉県建築工事委託業務実務要覧に準じ業務を行う。

(2) 本業務に先立ち監理業務計画書（技術管理者の派遣計画・名簿・業務分担・経歴書等）を提出する。

(3) 当該工事の監理業務終了後においても、比企広域市町村圏組合からの要請があった場合は、速やかにこれに応じるものとする。

以下余白